

近江八幡市キャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市のキャラクター（「赤コン君」及び「あづっち」（以下「キャラクター」という。））を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該使用開始日の5日前（近江八幡市の休日を定める条例（平成22年近江八幡市条例第2号）に規定する休日を除く。）までに、次に掲げる事項を記載した書類を提出する方法又は近江八幡市公式ホームページのキャラクター使用取扱に関する申請フォームへの入力及び送信による方法のいずれかにより、市長に届出するものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び電話番号
- (2) 使用を希望するキャラクター
- (3) 使用期間
- (4) 使用の目的
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を得ないでキャラクターを使用することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 市内の幼稚園、保育所（園）、こども園、小学校、中学校又は高等学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 新聞社、テレビ局、出版社その他機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、キャラクターの使用を承認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を承認しない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団（同条第6号に規定する暴力団員を含む。）及びそれらの者の利益となる活動を行っている者に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人若しくは団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (7) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれのあるとき。
- (8) 商業活動を目的とした使用のとき。ただし、総合的に市のイメージアップ、観光振興又は教育の目的が図れる使用であると市長が認める場合は、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がキャラクターを使用することが不相当であると認めるとき。

3 市長は、第1項の審査の結果、キャラクターの使用を承認するときは、次に掲げる事項を申請者に通知するものとする。

- (1) 使用を承認したキャラクター
- (2) 使用の承認の範囲（使用期間、使用の目的及び使用の方法）

4 市長は、第1項の審査の結果、キャラクターの使用を承認しないときは、その旨及び承認しない理由を申請者に通知するものとする。

（使用の範囲）

第4条 キャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを物品本体、そのパッケージ、当該物品の広告物等に使用することができる。

（使用料）

第5条 キャラクターの使用料は、原則として無料とする。

（使用承認期間）

第6条 キャラクターを使用することができる期間は、当該承認を受けた日から起算

して3年を経過する日の属する年度の末日までを限度とする。ただし、更新することを妨げない。

(キャラクターの適正使用及び著作権の表示)

第7条 使用者は、キャラクターを使用するときは、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用しなければならない。

2 市長は、使用者のキャラクターの使用方法が、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうおそれのあるとき、又は関係法令に違反するおそれのあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。

3 使用者は、「©近江八幡市」又は「©OMIHACHIMAN CITY」の表記を、物品本体、そのパッケージ、当該物品の広告物等に付されたキャラクターの下又はその他適切な位置に表示しなければならない。

(同一性の保持)

第8条 使用者は、キャラクターのデザインについて、別に定める近江八幡市キャラクターデザインマニュアルに従うものとし、同一性を損なわないようにしなければならない。

(報告義務)

第9条 市長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(第三者に対する承認)

第10条 市長は、既に使用者に対して承認した内容と同一又は類似の内容について第三者に承認することができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何ら異議を述べることはできない。

(権利設定及び権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

2 使用者は、承認によって生ずる権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

(著作権侵害行為への対処)

第12条 使用者は、第三者によるキャラクターの著作権の侵害行為を知ったときは、市長に通知するものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第13条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者から権利侵害等の主張があったときは、速やかに市長へ通知しなければならない。

(紛争の解決)

第14条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任及び費用の負担において解決するものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第15条 キャラクターを使用した物品の安全性、品質等については、使用者がすべての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第16条 キャラクターを使用した物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、市に対して、直ちに当該費用を弁償しなければならない。

(使用承認の取り消し)

第17条 市長は、キャラクターの使用がこの要綱及びキャラクターの使用の承認の内容に違反していると認められるときは、当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は承認を取り消す旨及びその理由を通知するものとする。

2 使用者は、キャラクターの使用の承認が取り消されたときは、自己の責任及び費用の負担において、キャラクターの使用の承認に基づいて製作又は製造された一切の物品の配布等を停止しなければならない。

3 市長は、キャラクターの使用承認を取り消された者（以下「被取消者」という。）に対して、製作又は製造された物品の回収及び廃棄を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合において、被取消者に生じた損害については、その責めを負わない。

(秘密の保持)

第18条 使用者は、キャラクターの使用の承認に際し知り得た秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。キャラクターの使用の承認の期間が終了した後も同様とする。

2 使用者は、自己の職員、従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。